

横浜市立大学同窓会(市大会)会則

(名称)

第1条 本会は、「横浜市立大学同窓会(市大会)」と称する。

(目的)

第2条 (1)本会は、会員相互の交流及び大学との連携を図り、会員の豊かな生活に資するとともに、母校の発展に貢献し、同時に地域と地球の持続的な発展(SDGs)にも寄与する繋がりの基盤である。

(2)本会は、同期会・部活OB会・職域OB会等の支援を通じて、組織の活性化を図る。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、一般社団法人進交会事務局に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、Y専、市大を卒業した者をもって構成し、市大会会費を納める者を正会員、他を一般会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 若干名
常任幹事 若干名(10名程度)
幹 事 若干名(20名程度)
監 事 2名
顧 問 若干名
相談役 若干名

(1)会長は本会の運営を総理する。

(2)副会長・常任幹事は会長を補佐し、総務を担当する。

(3)会長・副会長・常任幹事・監事をもって役員会を構成し、本会の会務を総括する。

(4)幹事は幹事会を構成し、同期会・部活OB会・職域OB会等との連携を図る。

2. 会長、副会長、常任幹事、監事は役員会に於いて幹事より選出し、総会で承認を得る。

3. 幹事は役員会が正会員より選任する。

4. 顧問・相談役は会長が委嘱する。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 本会は年1回、本会の目的を遂行するため、総会を開催する。但し、幹事会をもってこれに代える事ができる。

2. 総会は事業報告、事業計画、決算、役員の承認、会則の改正及びその他必要事項について審議する。

3. 総会は正会員出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は会長が決定する。

(会費)

第8条 (1)『横浜市立大学同窓会(市大会)会費』は年間2,000円、終身会費20,000円とする。

又、母校支援の為及び本会の記念行事の為に臨時会費を徴収することができる。

(2)本会の発足にあたり、『横浜市立大学同窓会(市大会)基金』として現金¥300万円を当て、将来の展開に備える。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改定)

第10条 本規定は幹事会総会出席者の3分の2の賛同をもって改定することができる。

附 則 1. 毎年10月1日から6ヶ月間を翌年度市大会会費支払期間とする。

2. 本会則は(平成30年10月6日)から施行する。